

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による軌道運送高度化事業等の推進

1 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、軌道運送高度化事業等を推進するため、次の業務を行うものとする。

イ 認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

ロ イの業務に関連して必要な調査を行うこと。

2 機構は、1のイの業務を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならないものとする。

3 国土交通大臣は、2の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとする。

（第二十九条の二関係）

二 罰則

一の2の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処するものとする。

(第四十六条関係)

第二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

一 役員及び職員の秘密保持義務

機構の役員及び職員は、海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者に使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡する業務並びに一の1の業務並びにこれらに附帯する業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

(第十一条関係)

二 業務の範囲

1 機構の業務の範囲に、第一の一の1の業務を行うことを追加すること。

2 機構の業務の範囲から、民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務、運輸技術に関する基礎的研究を行い、その成果を普及する業務、旧造船業基盤整備事業協会法第二十九条第一項第二号から第四号までに掲げる業務等を削除すること。

三 業務の委託

機構は、二の1の業務の一部を金融機関に委託することができるものとする。 (第十五条関係)

四 罰則

一の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するものとする。 (第二十九条関係)

第三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

機構の業務の範囲から、高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守又は修理に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務を削除すること。 (第十三条関係)

第四 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第五 附則関係

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。ただし、第三は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。

(附則第二条から第四条まで関係)

三 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第五条から第十条まで関係)